

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在休日は、  
翌日)

## 目次

次

### 規則

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則（衛生課）

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労政訓練課）

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）  
鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運輸免許課）

公布された規則のあらまし

### ◇ 麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

一 題名を「麻薬及び向精神薬取締法施行細則」に改めることとした。

二 麻薬に関する事故の届出の様式が全国統一様式とされたこと

三 向精神薬営業者等が知事に提出する向精神薬に関する申請書、届出書等は、向精神薬営業所等の所在地を管轄する保健所長を経由して提出させることとした。

- 四 この規則は、平成二年八月二十五日から施行することとした。  
五 この規則は、平成二年八月二十五日から施行することとした。

に伴い、この様式を削除することとした。

三 向精神薬営業者等が知事に提出する向精神薬に関する申請書、届出書等は、向精神薬営業所等の所在地を管轄する保健所長を経由して提出させることとした。

### ◇ 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。

（第四条関係）

支給対象者	現行	改正後
二十歳以上	三、二二〇円	三、三三〇円
二十歳未満の者	二、八七〇円	二、九七〇円

支給対象者	現行	改正後
二十歳以上	三、二二〇円	三、三三〇円
二十歳未満の者	二、八七〇円	二、九七〇円

- 二 技能習得手当のうち通所手当の支給限度額を現行月額「二万三千五百円」から「三万二千五百円」に引き上げることとした。（第六条関係）

- 三 通所のための交通の用具の例示を自動車等（現行自転車等）とともに、自動車等を使用することを常例とする者に係る通所手当の月額を次のとおり引き上げることとした。（第六

条関係

支給対象者	金額	規則
(1)自動車等を使用する距離が片道一キロメートル未満である者	現行額	改正後
(2)通所が不自由である者(2)及び(3)に掲げる者	三、四〇〇円	三、六九〇円
(3)通所が不便である者を使用的する距離が片道一五キロメートル以上である者	四、五〇〇円	五、五八〇円
七、二九〇円	七、四七〇円	

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成2年8月二十四日

鳥取県知事 西尾 次

## 鳥取県規則第三十八号

## 麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬取締法施行細則(昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 麻薬及び向精神薬取締法施行細則

第一条中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に、「麻薬取締法施行規則」を「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」に、「外」を「ほか」に改める。

第六条を次のように改める。

## 第六条 削除

第十一條中「業務所」を「麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号 削除

## ◇鳥取県收入証紙規則の一部を改正する規則

## 一 証紙収入の方法により徴収する歳入として規定している「麻

薬取締法に基づく手数料」を「麻薬及び向精神薬取締法に基づく手数料」に改めることとした。

二 この規則は、平成2年八月二十五日から施行することとした。

別記様式川印「別記様式第3号」や「別記様式第3号（第7条関係）」は、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」を改め。  
 別記様式印「別記様式第4号」や「別記様式第4号（第7条関係）」は、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」は、「業務所」や「麻薬業務所」を改め。

別記様式印「別記様式第5号」や「別記様式第5号（第8条関係）」は、「業務所」や「麻薬業務所」は、「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

別記様式印「別記様式第6号」や「別記様式第6号（第8条関係）」は、「業務所」や「麻薬業務所」は、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」を改める。

別記様式印「別記様式第7号」や「別記様式第7号（第8条関係）」は、「業務所」や「麻薬業務所」は、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」を改める。

別記様式印「別記様式第8号」や「別記様式第8号（第8条関係）」は、「業務所」や「麻薬業務所」は、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」を改める。

別記様式印「別記様式第9号」や「別記様式第9号（第9条関係）」は、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」を改める。

附則  
この規則は、平成1年8月1十五日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成11年8月1十四日

鳥取県知事 西尾 次

### 鳥取県規則第十九号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十一年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号「三十一回」を「三十二回」に改め、回項第一号及び回項第三項中「二千八百七十回」を「二千九百七十回」に改める。

改める。

第六条第五項第一号中「だぬ自動車」や「だぬ自動車」は、「自転車等」を「自動車等」に改め、回項第三項中「自転車等」を「自動車等」に改め、回項第六項ただし書中「二万三千五百回」を「三万一千五百回」に改め、「又は自転車等」を「又は自動車等」に改め、回項第一項中「自転車等を使用する距離が片道十キロメートル未満」は、「自動車等を使用する距離が片道十キロメートル未満」に改め、「二千四百一十回」を「二千六百九十回」に、「四千五百回」を「五千五百八十回」に、「又は自転車等」を「又は自動車等」に改め、「自転車等を使用する距離が片道十キロメートル未満である者においては五十四回」、「自転車等」を「自動車等」に、「七千一百九十分」を「七千一百七十回」に改め、回項第三項中「自転車等」を「自動車等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は平成二年四月一日から適用する。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成二年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

#### 鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表下欄中「鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署」を「又は鳥取県自動車運転免許試験場」に改める。

別表第一第一号(6)中「麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第十五条」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十九条の五」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二年八月二十五日から施行する。

第二十一条第二項中「前項」を「前二項」に、「申し出」を「申出」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

施行規則第三十八条第一項第一号の規定による申出書別記様式第十号の二の申出書により行わなければならぬ。

第113条中「法第百八条の四」を「法第百八条の十四」に改める。

別記様式第十号の次に次の1様式を加える。

別記様式第10号の2 (第21条関係)

取 消 处 分 者 講 習 受 講 申 出 書  
年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

住 所  
氏 名  
(印)

道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する

講習を受けることを申し出ます。

本籍・国籍	生年月日	年	月	日	(歳)
連絡先、電話番号	連絡期間満了の日	年	月	日	
交付公安委員会	取消前に取得して いた免許の種類	大普通 型通	大自動 特二 付引	小型 特二 三 二 一	原けん 通特二 三 二 一
希望する講習の車種	四輪	二輪	原付		公安委員会
手数料の額					
¥					

(鳥取県収入証紙はり付け欄)

平成2年8月24日 金曜日

鳥取県公報

記録様式第十一「印を次のやうに捺す。

## 別記様式第11号(第21条関係)

## 停止処分者講習受講申出書

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

住所

氏名

(印)

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する

講習を受けことを申し出ます。

処分通知書番号	No
免許の効力の停止(免許の保留、自動車等の運転禁止)の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)

手数料の額

¥

(鳥取県収入証紙はり付け欄)

別記様式第十一「印を次のやうに捺す。  
記録様式第十一「印を次のやうに捺す。  
第108条の4」又「道路交通法第108条の14」とある。

監査

1 ノの規則は、平成11年9月1日から施行する。

2 ノの規則の施行の日前に提出されたノの規則による改正前の鳥取県道路交通法施行細則第111条第一項に規定する申出書は、ノの規則による改正後の鳥取県道路交通法施行細則第111条第一項に規定する申出書みなす。